

国民健康保険制度について

●国保に加入する方は・・・

職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している方、生活保護を受けている方などを除く、すべての住民は国保に加入しなければなりません。加入するには、手続きが必要です。退職するときは注意しましょう。

また、就職などにより職場の健康保険に加入したときは、国保を脱退する手続きが必要です。

●病院にかかるときは・・・

保険証を窓口で提示してください。

かかった医療費のうち、一部（2割または3割）を自己負担することで診療を受けることができます。残りの費用は、国保が負担します。

加入している健康保険が変わったときは、受診日に加入している保険証を提示しましょう。誤って国保の保険証を使用した場合、後日、国保負担分を返還してもらうことがあります。

●保険税の納付が遅れると・・・

納期限を過ぎると、督促状の送付（手数料の追加）や延滞金の加算、滞納処分（差押えなど）となることがあります。また、有効期限が短い保険証が交付されたり、医療費の支払いがいったん全額自己負担となる資格証明書が交付されることがあります。保険税は納期限内に納付しましょう。

▼問い合わせ先＝住民課 国保年金係 ☎569134

●1年に1回、特定健診・人間ドックを受診しましょう！

町実施の特定健診または人間ドックの助成制度を利用して、自身の健康状態を確認しましょう。

| 健診の種類 | | 実施場所 | 予約・申請方法 |
|------------------------------------|------|-------------|--------------------------|
| 特定健診 対象者：40歳以上の 国保加入者 | 集団健診 | 上三川いきいきプラザ等 | 希望調査票(特定健診の対象者に送付済)による予約 |
| | 個別健診 | 町内の指定医療機関 | 医療機関に直接予約 |
| 人間ドック 対象者：30歳以上の国保加入者 | | 健診実施機関 | 健診機関に予約した後、住民課に申請 |

※同一年度内に特定健診の受診と人間ドックの助成を重複することはできません。

▼問い合わせ先＝特定健診：健康福祉課 成人健康係 ☎569133
 人間ドック：住民課 国保年金係 ☎569134



●医療費の適正化にご協力をおねがいします

- か 改善しよう、生活習慣
- み みんなで行こう、特定健診
- の ノー！重複受診・重複服薬
- か 変えてみよう、ジェネリック医薬品
- わ わたしの健康、毎日の運動から

保険税について

・令和4年度の税率等について

令和4年度保険税の税率等は、令和3年度と変更ありません。

| | 医療分 | 後期高齢者分 | 介護分(40歳～64歳) |
|-------------|----------|----------|--------------|
| 所得割額＝課税標準額× | 6.3% | 2.2% | 1.9% |
| 均等割額＝被保険者数× | 20,000円 | 9,000円 | 15,000円 |
| 平等割額＝1世帯× | 18,000円 | 6,000円 | — |
| 年間賦課限度額 | 630,000円 | 190,000円 | 170,000円 |

※課税標準額＝令和3年中(令和3年1月～12月)の総所得金額等－430,000円

・低所得世帯の軽減について

世帯の所得が少ない場合は、軽減判定所得に基づき均等割額及び平等割額が軽減されます。令和4年度の軽減判定所得は、令和3年度と変更ありません。

| 軽減割合 | 基準となる所得金額(世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者の所得の合計額) |
|------|--|
| 7割軽減 | 43万円＋{10万円×(給与所得者等の数－1)}以下の世帯 |
| 5割軽減 | 43万円＋(28.5万円×被保険者数)＋{10万円×(給与所得者等の数－1)}以下の世帯 |
| 2割軽減 | 43万円＋(52万円×被保険者数)＋{10万円×(給与所得者等の数－1)}以下の世帯 |

・未就学児の軽減について

子育て世帯の負担軽減を図るため、未就学児(6歳に達する日以後の3月31日までの間にある方)に係る均等割額の2分の1を軽減します。

| | 7割軽減 | 5割軽減 | 2割軽減 | 軽減なし |
|----------|--------|---------|---------|---------|
| 均等割額 | 8,700円 | 14,500円 | 23,200円 | 29,000円 |
| 未就学児均等割額 | 4,350円 | 7,250円 | 11,600円 | 14,500円 |

▼問い合わせ先＝税務課 住民税係 ☎569122

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます

マイナンバーカードを保険証として利用するには、事前に申込みが必要です。利用申込は、マイナポータルやセブン銀行のATM、医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダー、役場住民課でできます。

利用できる医療機関・薬局は、右のステッカーやポスターが目印です。厚生労働省ホームページでも確認できます。

なお、これまで同様、健康保険証でも受診できます。



▼問い合わせ先＝マイナンバー総合フリーダイヤル 0120(95)0178 (音声ガイダンス「4→2」)